

○財務省告示第二百八十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年八月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十四号）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、「価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

ニ

非 者 特 国 行 争
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 II 加 場

で 三 千 七 百 二 十 二 億 円 額 面 金 額 で 二 兆 二 千 九 百 三 十 七	た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 行 し	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	う ち に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 の 規	定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債 の 規	つ い て 額 面 金 行 し	五 億 八 百 五十 万 円 の 財 政	運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 に 関	た め の 公 債 発 行 の 特 例 に 基	る 法 律 第 二 十 一 条 に 基	づ き 発 行 した 利 付 国 債 の 規	は 、 額 面 金 額 は 一 兆 五 千 七 百	十 億 三 百 二十 万 円 の 特 別 計	に 関 する 法 律 第 十 六 条 第 一 項	の 規 定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債	債 に 関 する 法 律 第 十 五 条 第 一 項	九 百 三十 九 億 八 百 二十 万 円 の 財	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国 債	た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 行 し	で 三 千 七 百 二十 億 円 の 財 政	二 兆 二 千 九 百 三 十 七	億 円 の 財 政	額 面 金 額 で 二 兆 二 千 九 百 三 十 七
--	--	--	---	--	---	--------------------------------------	---	---	--	--	--	---	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---	-----------------------	--

				十 十		九 八		二				ハ		七		
				イ 一		振 額 最						口		イ 払		
				発 行 行		替 単 位						札 競 入		行 争 入 札 発		
				価 格 競 争		額 面 金						札 競 入		行 争 入 札 発		
				格 競 争		金						行 争 入		行 争 入 札 発		
				日		金						行 争 入		行 争 入 札 発		
特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 ` 入	非 競 争 入	入 札 行	価 格 競 争	平 成 二 十 七 年 八 月 十 七 日	す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は ` 最 低 額 の 金	振 替 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円	三 千 七 百 二 十 三 億 八 千 六 百 十 万	二 千 四 十 億 九 十 五 万 円	十 七 億 七 千 二 百 五 十 三 万 六 千 円	二 兆 二 千 九 百 四 十 八 億 五 千 九 百	行 争 入 札 発

者・第Ⅰ格札入争非
者・第Ⅱ格札入争非
者・第Ⅲ格札入争非
者・第Ⅳ格札入争非
者・第Ⅴ格札入争非
者・第Ⅵ格札入争非
者・第Ⅶ格札入争非
者・第Ⅷ格札入争非
者・第Ⅷ格札入争非
者・第Ⅷ格札入争非

初
期
利
子

平

成二十七年十二月二十日を支
額を控除することができる。
ける所得税の税率を乗じた金
住者又は外国税人が適用を受
よる場合には、前記(一)の算
が非居住者又は外国税人であ
を發行時にあたし、取得する
じた金額(たし、三・一五を乗
額に百分の二十・三・一五を乗
より算出した金額から該金を
に、ついで、前記(一)の算に
座に記載又は記録されるもの
も、のとして、振替口座簿中の
係る所得税が源泉徴収される
發行時において、その利子に

(二)

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{58}{365}$$

年○パーセント
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

(一)

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成二十七年八月十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額 百円につき百円 平成三十一年六月二十日 利率をその日以前六ヶ月間に属す 利息を支払う。 利息を支払う。 日を支払う。 毎半年六月二十日及び十二月二十

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 規定する期日について同じ。 下、次の号及び第十号において。 は、その翌営業日に支払う。 払った金額を休業日に支払う。 し、金額を支払う。 払った金額を次の算式により算出